

7 「相続させる」遺言書に書かれた特定の財産は、遺産分割の対象にならない

遺言書

私は、長男凸山一郎に、A宅地を相続させる。

.....

上記のような、特定の相続人に、特定の財産を「相続させる」と書かれた遺言書は実に多いのですが、このような遺言は、特段の事情がない限り、遺産の分割の方法を定めた遺言とされ、この遺言の下では、当該特定の財産（上記の例では、A宅地）は、特定の相続人（「受遺相続人」といわれます。上記の例では、凸山一郎）に直接取得させたものとされます。

ですから、「相続させる」遺言で、受遺相続人に相続させた財産は、遺産分割の対象にはなりません。

次の判例は、それまで諸説紛々の状態にあった解釈論を統一した有名な判例で、裁判長の名を冠して香川判決といわれるほどのものになっています。

以後、「相続させる」遺言から生ずる諸種の問題は、必ずこの香川判決を引用した上で展開されているのです。

最高裁平成3年4月19日判決（抄録）

・・・遺言書において特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言者の意思が表明されている場合、・・・遺言者の意思は、・・・当該遺産を当該相続人をして、他の共同相続人と共にではなくして、単独で相続させようとする趣旨のものと解するのが当然の合理的な意思解釈というべきであり、・・・民法908条にいう遺産の分割の方法を定めた遺言であり、他の共同相続人も右の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、さらには審判もなし得ないのである・・・。